

鉾田市公告

下記業務について、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

鉾田市長 井川 茂樹

1 入札対象業務

- (1) 業務名 つばさ幼稚園 解体撤去工事設計業務委託
- (2) 業務場所 鉾田市 上沢 地内
- (3) 業務概要 つばさ幼稚園解体撤去工事設計業務
I. つばさ幼稚園解体撤去工事設計業務 一式
- (4) 業務期間 契約日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日限り
- (5) 予定価格 7,250,000 円（税抜）
- (6) 価格制度 設定しない

2 入札参加形態

単体のみとする。

3 入札参加資格

- (1) 鉾田市競争入札参加資格者名簿（令和 7・8 年度）の建築関係建設コンサルタント業務の建設コンサルタントに登録されていること。
- (2) 茨城県内に本店を有すること。
- (3) 建築士法第 23 条の規定による 1 級建築士事務所の登録があること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - ① 建築士法に基づく一級建築士の資格を有する管理技術者、照査技術者を配置できること。但し、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。
 - ② 管理技術者、照査技術者については入札参加申請のあった日において、所属する事業者との間に引き続き 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係があること。
- (5) 過去 5 年度以内（令和 3 年 4 月 1 日以降）に茨城県内において、公共事業における建築解体工事（RC 構造物）の実施設計業務実績があること。
- (6) 公告の日から契約締結前の間において、鉾田市建設工事等の契約事務に関する規程に基づく鉾田市の指名停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく鉾田市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者

を除く。)

(9) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等が無いこと。

(10) 市町村の納税義務に対し完納していること。

4 設計図書の閲覧

(1) 期 間：公告日から令和 8 年 10 月 1 日まで。

なお、設計図書は、入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL:<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/denshinyusatu-top.html>

(2) 質 疑：質問の受付期間は、公告日から令和 8 年 9 月 16 日(閉庁日除く)の午後 4 時までとし、電子入札システムの説明要求により提出すること。

回答は、令和 8 年 9 月 18 日までに電子入札システムの入札説明書・案件内容の画面及び鉾田市ホームページの一般競争入札の公告欄に掲載する。

(ホーム>事業者の方へ>入札・契約>一般競争入札の公告)

5 入札参加申請等

(1) 入札方法：電子入札システムによる。

(2) 入札参加申請：令和 8 年 9 月 25 日から令和 8 年 9 月 28 日の午前 9 時から午後 4 時までにシステムにより行うこと。また入札参加申請時には、ダミーファイルを添付すること。

※ダミーファイルはテキストファイル(CSV, TXT)又は画像ファイル(BMP, JPG, TIF 等)を添付すること。

6 入札方法等

(1) 入札書の提出：令和 8 年 9 月 30 日から令和 8 年 10 月 1 日の午前 9 時から午後 4 時までにシステムにより提出すること。ただし、紙入札方式による承諾を得ている場合に限り、郵送(一般書留、簡易書留、配達証明のいずれか)により提出することができる。入札書を郵送で提出する場合は、令和 8 年 10 月 1 日午後 4 時到着期限とする。

(2) 入札書提出期限当日におけるシステムの故障等やむを得ない事情がある場合には、市長の指示によるものとする。

(3) 入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載すること。

(4) 提出した入札書の引換え、変更又は取り消しは認めない。

(5) その他：鉾田市建設工事等の契約事務に関する規程、鉾田市建設工事等条件付一般競争入札実施要綱及び鉾田市契約規則等関係法令を遵守すること。

7 積算内訳書の提出

提出の必要なし。

8 開 札

- (1) 開札日時：令和 8 年 10 月 2 日 午前 9 時 09 分
- (2) 開札場所：鉾田市役所 3 階 第 3 会議室（鉾田市鉾田 1444-1）
- (3) 電子入札のため原則として入札参加者の立会いは行わない。

9 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後，落札決定を保留したうえで，予定価格の制限の範囲内の価格で，最低の価格の申込をした者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは，システムのくじにより落札候補者を決定する。

10 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は，次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限：開札日を含め 2 日以内
 - (2) 提出場所：鉾田市役所 政策企画部 財政課契約係
 - (3) 提出方法：E-mail：zaisei@city.hokota.lg.jp または fax(0291-32-4443)により提出すること。なお，送信後電話で財政課（TEL0291-36-7155）へ確認すること。
 - (4) 提出書類
 - ・一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 3 号）
 - ・入札参加資格に定める 1 級建築士事務所の登録を証明する書類の写し
 - ・入札参加資格に定める配置技術者の資格証及び雇用を証明する書類の写し
 - ・入札参加資格にある業務実績のわかる書類（テクリス、契約書の写し等）
 - ・未納がないことの証明書の写し（市町村税に関し滞納が無いことを証する書類の写し（公告日以降に発行したもの。））
- 市町村税（本店・支店又は営業所の所在する市町村が課税する法人市町村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・市町村県民税（ただし，納税義務がある特別徴収分は契約締結予定日の前々月分までとする。））

11 落札者の決定

- (1) 入札参加資格審査申請書類受理日を含め 3 日以内に資格審査し，落札者を決定する。
- (2) 入札参加資格審査の結果，入札参加資格がないと認められた場合には，次順位者を落札候補者とし，この者につき改めて入札参加資格の審査を行い，落札者が決定するまで行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

13 委託契約書の作成

要する。返送用封筒を同封のうえ，郵送にて提出すること。

14 支払い条件

(1) 前払い金

契約金額の30%以内の額を請求できる。(保証事業会社の保証書を提出した場合)

(2) 部分払

なし。

15 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ①参加資格のない者のした入札書
- ②市長の承認を得ず、又は指示によらずに紙入札した場合
- ③到着期限までに入札書が到達しない場合
- ④システムによる入札と紙入札とを重複した場合
- ⑤指定された郵送方法で提出されない入札書（紙入札の場合に限る）
- ⑥封筒と記載事項が相違した入札書（紙入札の場合に限る）
- ⑦金額その他必要事項を確認し難い入札書（紙入札の場合に限る）
- ⑧記名、押印のない者のした入札書（紙入札の場合に限る）
- ⑨入札書を2通以上提出した場合（紙入札の場合に限る）
- ⑩入札について不正な行為があったと認められるとき。
- ⑪事後審査に必要な書類を期限までに提出しないとき。
- ⑫入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- ⑬民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

16 その他

(1) その他詳細、不明な点については次に照会のこと。

①公告の内容について

鉾田市 政策企画部財政課

Tel 0291-36-7155

②業務の内容について

鉾田市 教育部教育総務課

Tel 0291-37-4340

(2) この公告は、鉾田市ホームページにも掲載する。 <http://www.city.hokota.lg.jp/>